

令和2年3月13日実施の宅地建物取引士法定講習を受講される方へ

一般社団法人 全国住宅産業協会
TEL 03-3511-0611

宅地建物取引士に対する講習(法定講習)における 新型コロナウイルス感染症への対応について

国土交通省は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、宅地建物取引士に対する法定講習について、当面の間、教材を交付し、自宅学習及び効果測定により法定講習を行うこととする方針を示し、告示を改正しました。

つきましては、この方針及び告示を踏まえ、3月13日当日は、通常の講習は実施せずに、代わりに受付でテキストを配付いたします。詳細については、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 受付日時 令和2年3月13日(金)

10:00～15:00の間の都合の良い時間にご来場ください。

2. 会場 連合会館2階大会議室 (住所:東京都千代田区神田駿河台 3-2-11)

3. 講習内容

- ① 宅地建物取引士証は当日交付いたします。
- ② テキストをお持ち帰りいただき、自宅学習により行います。
- ③ 後日自宅学習終了後、「法定講習学習報告書」と「確認テスト」を、当日お渡しする返信用封筒にて必ずご提出ください。(提出がない場合は、都県等から指導される場合があります。)

4. 持参していただくもの

- ① 現在お持ちの取引士証(期限切れのものを含む。)、紛失届を提出している方は、都県の受付印のある紛失届(原本) ※お忘れになると、取引士証は交付できません。
- ② 受講票(領収書は切り離して結構です。受講票のみご持参ください。)
- ③ 筆記用具(ボールペン)
- ④ テキスト(4冊)とその他資料を配付いたしますので、持ち帰り用の紙袋等をご用意ください。
- ⑤ このご案内に同封の取引士証受領書に登録都県・席番号・氏名をあらかじめご記入の上ご持参ください。引換えに取引士証をお渡します。

5. 受付

- ① 受付時間の10:00～15:00の間に必ずご来場ください。
- ② 受付に受講票を提示してください。取引士証、紛失届は回収いたします。

6. ご来場の注意

できるだけマスクの着用をお願いいたします。

以上

○国土交通省告示第二百二号
 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十四条の十七第三号の規定に基づき、昭和五十五年建設省告示第七百九十八号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年二月二十七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一〇三（略） 第四 講習の実施に係る特例 自然災害その他の事情により、第三の二に規定する講習実施計画書に基づき講習の実施が困難と認められる場合には、第一から第三までの規定にかかわらず、国土交通大臣が認める方法により実施することができる。</p>	<p>第一〇三（略） （新設）</p>

附 則
 この告示は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日
 第三種郵便物認可

発行所 千一〇五―八四四五
 二番五号 東京都港区虎ノ門二丁目
 独立行政法人国立印刷局
 電 話 03 (3587) 4294
 定 価 一 月 一、六四二円 本 体 一、五〇〇円
 本 部 一、四三三円 本 体 一、三〇〇円
 配 送 料 別